入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

平成３１年４月２５日

東広島市長　髙垣　廣徳

１　入札に付する事項

（１）物品・委託役務の名称	平成３１年度　消防ポンプ自動車
（２）物品・委託役務管理番号	18310005
（３）物品委託役務内容	消防ポンプ自動車１台
（４）納入・履行期間	本案件は、東広島市議会の議決を要するものである。 議会議決の日の翌日から平成３２年３月３１日まで
（５）納入・履行（就業）場所	竹原消防署忠海分署
（６）予定価格	非公表
（７）最低制限価格	なし
（８）入札方式	一般競争入札
（９）入札区分	紙入札
（10）使用する契約約款	製作物供給契約約款
（11）契約種別	総価契約
（12）収入印紙	要

２　競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	買入れ・製作
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内又は竹原市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	平成31年1月25日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の２（1）のいずれにも該当しないこと。

３　その他の入札条件

(1) 入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。

(2) 使用契約書及び契約約款：製作物供給仮契約書、製作物供給契約約款（東広島市ホームページ掲載のもの）

(3) 本件の契約にあたっては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和４９年東広島市条例第１２５号）に基づき、落札決定後、仮契約を締結し、東広島市議会の議決を経たときに本契約として効力を生じるものとする。

(4) 開札の日から、市議会の議決を経るまでの間のいずれかの日において、入札者が次の要件のいずれかに該当する者となったときは、落札者としない、又は仮契約を締結しない、若しくは解除することがある。

ア　東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項の２（1）アイウに掲げる事項

イ　手形交換所による取引停止処分を受けている者又は手形小切手の不渡りを出した者

ウ　本市の指名除外措置を受けている者

エ　関係法令の規定による営業停止処分を受けている者

4　日程等

手続き等		期間・期日等	場所・留意事項
ア	公告日	平成３１年４月２５日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「６問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ	仕様書及び見本等閲覧期間	平成３１年４月２５日～ 平成３１年５月２３日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無　：　無
ウ	同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成２１年東広島市告示第８３号。以下「入札心得」という。）別記様式第２号（第４条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ　質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ	同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ	質問書提出期間	平成３１年４月２５日～ 平成３１年５月１０日 （午前8時30分～午後5時15分）	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成２１年東広島市告示第８３号）別記様式第１号（第４条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 消防局警防課（発注担当課） 東広島市西条町助実1173番地１ 電話番号　082-422-6062　／ファックス番号　082-423-0363 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ	回答書閲覧期間	平成３１年５月１５日～ 平成３１年５月２３日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ	入札期間	平成３１年５月２１日～ 平成３１年５月２２日 （午前8時30分～午後5時15分）	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町８番２９号（本庁本館４階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク	開札日時	平成３１年５月２３日 午前9時40分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町８番２９号　本庁本館４階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（１回目）を実施するものとする。再度の入札（１回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（１回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（１回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（２回目）を行う。 再度の入札は、２回目まで行う。

5　資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

（１）提出書類

書類の区分		提出書類（○印）	備考
ア	入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ	入札参加資格要件総括表		
ウ	誓約書		
エ	配置予定技術者届出書		
オ	履行実績確認表		
カ	履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ	法令等による登録等を確認するための資料		
ク	その他		

（２）提出部数は、１部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。
（３）提出期限
（４）提出先　「６　問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。
（５）その他
入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。
資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。
資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6　問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課　物品役務係
東広島市西条栄町８番２９号（本庁本館４階）
電話番号　０８２－４２０－０９３０
ファックス番号　０８２－４３１－００７７

平成３１年度

消防ポンプ自動車
仕　　様　　書

東広島市消防局

第１　総則

１　この仕様書は、東広島市消防局（以下「本市」という。）が平成３１年度に購入するＣＤ－Ｉ型消防ポンプ自動車（以下「車両」という。）の製作に必要な仕様について定める。

２　車両の製作は、この仕様書及び製作承認図等（契約後受注者にて製作すること）によるほか、消防ポンプ自動車の規格並びに動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令に従うこと。

３　車両（付属品及び積載品を含む）は、すべて新規製品で、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）、道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和６１年自治省令第２４号）及び緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成１８年４月１日）の関係法令に定める規格及び本仕様書に適合したものであること。

４　この仕様書において指定したもの以外の装備品等については、メーカーが公表した標準装備品等を装備するものとする。

５　車両は、消防用車両の安全基準検討委員会が定める「消防用車両の安全基準について」の項目を満足し、製造工場については品質管理システム（ＩＳＯ９００１認証取得）を構築していること。

６　受注者は、詳細について本市担当者と打ち合わせを行い、契約を締結した日から９０日以内に、第２提出書類の１で定める書類を提出し、承認を得た後に製作に着手すること。

７　受注者は、前の６で承認を得た製作工程表及び製作承認図面等に変更が生じたときは、事前に、変更後の製作工程表及び製作承認図面等を提出し、本市の承認を得なければならない。

８　受注者は、本仕様を十分熟知のうえ契約するものとし、製作中に疑義が生じたときには、本市担当者に連絡し、その指示又は承認を受けること。

９　受注者は、製作にあたり、この仕様書を変更する必要が生じたときには、本市担当者と打ち合わせの上、変更承認図を提出し、承認を得ること。

10　受注者は、製作全般にわたり厳重な検査を実施すること。

11　受注者は、設計・製作・材料・部品等に関し、特許その他権利上の問題が発生した場合には、その責任を負うこと。

12　車両の完成納入時に次の検査を実施するものとする。また検査の際には艤装及び車両メーカーの責任者を立ち会わせること。

⑴　走行性能検査

⑵　キャビン内外の構造検査

⑶　艤装検査

⑷　ポンプ性能検査

⑸　取付品及び積載品等の検査

13　受注者は、車両納入後においても、本車両に係る本市担当者からの修理及びクレームの要請に直ちに対処するものとすること。

14　受注者は検査において，この仕様書に適合しないと認められた箇所及び部品については、無償で取替え又は修理を行うこと。

15　車両の保証期間は、納入後１年間とする。ただし、メーカー等で定める保証期間が１年以上の場合は、メーカーの定める期間とする。また、保証期間経過後においても、設計不良、工作不良又は材質不良に起因する故障が生じた場合には、発注者の指示により、受注者において無償で修理又は取り替え等その他の必要な補償を行うこととする。

16　艤装部分、積載品、附属品等については、納入日から起算して各メーカー規定の保証期間とする。

17　受注者の責任

⑴　受注者は、本仕様をよく検討して十分熟知の上契約するものとし、契約後における一切の疑義はすべて本市の解釈に従うものとする。

⑵　本仕様の変更を必要とするとき又は疑義が生じたときは、本市担当者に連絡し、その指示を受けるものとする。その際は、確認の図書等を取り交わし、事後間違いのないようにすること。

⑶　受注者は各車両の納入までに発生した事故に対して、その責任を負うものとする。

第２　提出書類

１　受注者は、契約を締結した日から９０日以内に、次の書類を各２部提出すること。

⑴　製作工程表

⑵　製作承認図（艤装５面図、ボックス内配置図）

⑶　電気配線図

⑷　ポンプ艤装図

⑸　ポンプ配管系統図

⑹　車体骨格図

⑺　諸元明細表

⑻　標準取付品及び付属品一覧表

⑼　その他本市が指示するもの

２　受注者は、納入時に次の書類を提出すること。

⑴	ポンプ取扱説明書	２部
⑵	車両取扱説明書	１部
⑶	ポンプパーツリスト	２部
⑷	ポンプ性能試験成績表	２部
⑸	受託試験合格及び安全基準適合プレート（写し）	２部

３　写真

⑴	工程写真	１部
⑵	製作中各工程（シャシ、組立中、塗装後）	２部
⑶	試験実施工程（転覆角度試験、重量実測試験、放水試験、走行試験 ）	２部
⑷	車輌安定傾斜角度測定書・転覆角度実測証明書・重量実測証・走行試験結果報告書	１部

第３　購入数量

１台

第４　納入期限

平成３２年３月３１日（火）

第５　納入場所

竹原消防署忠海分署（竹原市忠海中町二丁目２５番１号）

第６　車両概要

車両は、第７で定める車両シャシにアルミ製１段ボリュート式ポンプ（同等品可）を装備し、河川、消火栓等の水利を利用し強力な放水をなし一般火災に対し速やかに活動出来るものとする。

第７　車両シャシ

シャシ及びエンジンは、日本消防検定の消防検定に合格した、３ｔ級消防ポンプ自動車専用シャシで、平成２８年度排出ガス規制適合車かつ低排出ガス車認定基準適合車であり、次の条件等を満たすこと。

１　消防用鋼板製キャビンオーバーダブルキャビン型

（日野シャシ　ＴＰＧ－ＸＺＵ６００Ｅ）

（いすゞシャシ　ＳＫＧ－ＮＭＲ８５Ｎ－ＦＪ５ＷＧ－Ｄ）

２　車両の完成寸法は、次のとおりとする。

⑴　全長　：５，４００ｍｍ以下

⑵　全幅　：１，９００ｍｍ以下

⑶　全高　：２，８００ｍｍ以下

３　艤装は総合的な重量軽減を図り、車両重量のバランスを考慮して製作し、前項の寸法を可能な限り短くすること。

４　ホイルベース：２，５００～２，７５０ｍｍ

５　エンジン：排気量４，０００ｃｃ以上

６　消防検定出力

最高出力時１１０ＫＷ（１５０ＰＳ）／２，５００ｒｐｍ以上

７　駆動方式：２輪駆動

８　トランスミッション：オートマチックトランスミッション

９　乗員人員：５名（前部２名、後部３名）

10　タイヤ：標準タイヤ（履き替え（スペア１本含む））

11　ＰＴＯ：水ポンプ用ＰＴＯ

12　バッテリー：１２Ｖ１０５Ｅ４１Ｒ×２以上（レール引出し式）

13　オルタネータ出力：２４Ｖ－８０Ａ以上
14　サイドバイザー：キャビン各ドア上部
15　キャブチルト装置：電動油圧式・警告音付
16　後退警報機：標準装備品
17　フロアーマット：前後席足元
18　エアコン
19　泥除けゴム：全輪
20　スペアタイヤ：１本
21　タイヤチェーン：シングル（金属製）
22　車両標準工具１式
23　サンバイザー（運転席及び助手席）
24　ドライブレコーダー（ユピテルＢＵ－ＤＲＨＤ３３０同等品可）
25　オイルジャッキ１式
26　非常信号灯１式
27　平成３１年度製造車両
28　カーナビゲーション（バックモニターカメラ連動型）
29　バックモニターカメラ

第８　水ポンプ装置

１　材料はすべて日本工業規格及び緊急消防援助隊設備整備費補助基準に定められた、耐久性及び耐食性に富むもので、アルミ製１段ボリュート式ポンプ（同等品可）とし、次に掲げるポンプ性能とする。ポンプ材質は車体全体の軽量化を考慮し、アルミ製とすること。ただし、インペラーについては砂利等の混入にも対応できるよう強度、腐食性を考慮し、青銅鋳物又はアルミとする。

⑴　ポンプ性能：Ａ－２級以上（吸水管７５ｍｍ×２本）
⑵　送水圧力０．８５ＭＰａにおいて２，３００Ｌ/ｍｉｎ以上
⑶　送水圧力１．４ＭＰａにおいて２，０００Ｌ/ｍｉｎ以上

２　水ポンプは、シャシエンジンのＰ.Ｔ.Ｏ（パワーテイクオフ）により駆動され、操作は運転席及び左右ポンプ操作盤に設けたスイッチにより行うものとする。

３　軸受部はグリスレスのメカニカルシールとし、不凍液あるいはオイル等の継ぎ足しは不要なメンテナンスフリー構造とすること。

４　水ポンプは重量軽量化・小型化するため、コンパクトなポンプとすること。

第９　真空ポンプ

１　真空ポンプは最高真空度が高くより高落差からの揚水が可能なピストン式真空ポンプ又はロータリー式とすること。落水防止のため揚水後は０．２ＭＰａ以上で待機するよう自動スロットルアップすること。

２　真空ポンプは積載スペース確保及び軽量化の観点から極力小型化し、最大の真空性能を発揮できる配管系統とすること。

３　動力の接・断は電磁クラッチによる構造とし、動力伝達については歯付ベルト又はギヤ式によりスムースな伝達が行えること。

４　操作は押ボタン式スイッチによるものとし、非常用の別系統スイッチ、非常用圧力計・連成計を右側に設けるものとする。

なお、吸水配管内の空気だまりを効果的に排出するエアチャンバ方式にすること。

５　真空ポンプが故障した際でも揚水できるように非常時揚水装置を設けること。

真空性能：吸管外端閉塞にて３０秒以内に大気圧の８４％

第 10　冷却水装置

１　ギヤケース、補助クーラーへの配管は、一系統にまとめ１つのコックで調整できること。

２　予備回路を設け、通常回路及び予備回路それぞれストレーナを設けること。

第 11　安全機能装置付ポンプ操作装置

ポンプ操作装置は操作員が容易に、かつ、安全にポンプ操作が行えるよう、次の機能を有するものとする。

１　圧力計・連成計（リタード式）はステッピングモータを用いた電子式（透過光照明灯・ゲージ部作動確認ランプ付）とし、振動等でも針振れがない構造とする。

２　ポンプスロットルは電子式スロットルとし、スロットルの作動状態については左右ポンプ操作装置の中央に設けた多目的表示液晶ディスプレイに表示する。また、誤作動を防止するために左右どちらでも同方向に回転することによってエンジン回転速度を上げ下げできるものとすること。

３　ポンプ操作盤液晶ディスプレイは、７．０型高コントラスト比低反射型ワイド液晶画面とし、各表示切換はパネルスイッチ式操作で左右とも行える構造とする。また、解像度は８００×４８０ピクセル以上とし、液晶起動時間は現場到着後速やかに活動可能なように１２秒程度とする。

４　非常時における真空ポンプ及びスロットル操作はボデーに設けられた別回路の手動操作装置にて行えるものとする。

５　ポンプ操作盤液晶ディスプレイの詳細は以下の通りとする。

⑴　取扱表示（機器取扱・点検整備・故障対策等を文章で表示ができること。）

⑵　モニタ表示（警告モニタとして冷却水及び真空形成装置作動タイムに対する警告表示ができ、かつ、警報ブザーが鳴るようにすること。また、各ボールコックの開閉状況、揚水・放水の状況確認及びポンプ回転計・ポンプ圧力計・ポンプ連成計を各々デジタル数値によりモニタ表示ができること。）

⑶　流水表示（各ボールコックの開閉状況、ポンプの運転状況及び放水時における水の流れる状況が把握できる流水表示ができること。）

⑷　流量・積算表示（各吐出口の流量をデジタル表示し、流量範囲によって変化すること。

また、積算量もデジタル表示できること。）

⑸　昼間・夜間など現場の明るさの状況に応じて、自動的に液晶ディスプレイの明るさを調整できる自動調光機能を設けること。

6　ポンプ操作装置には隊員の安全を確保するため、次の安全機能を設けること。

⑴　高圧中継警報

自動調圧中に中継圧力が高く、エンジン回転数をアイドリングまで下げても設定圧まで下げられない時、ブザー音と共に液晶ディスプレイ内に高圧中継警告表示が点滅すること。

⑵　低圧中継警報

中継水量が不足している時、ブザー音と共に液晶ディスプレイ内に低圧中継警告表示が点滅すること。

第 12　吸水口

吸水口は、消防呼称７５ｍｍボールコック（ストレーナ付）とし、車両両側に各１個設け、７５ｍｍ×１０ｍの吸管を常時接続する構造で連続呼水装置付け、呼水確認窓付とする。レバーは左右とも車両前方向で「開」とする。

第 13　放水口

放水口は、消防呼称６５ｍｍボールコックとし、マルチ（５０ｍｍ、６５ｍｍ兼用）放口金具を車両両側に各２個ずつ設け、第１口及び第２口はマルチスイベル媒介金具とする。レバーは左右とも車両前方向で「開」とする。

第 14　中継吸口

中継口は、消防呼称６５ｍｍボールコック（ストレーナ付）とし、車両両側に各１個設ける。レバーは左右とも車両前方向で「開」とする。

第 15　キャビンの構造

1　運転席・隊員席は、シャシ固有の消防用鋼板製キャビンオーバーダブルキャビン型とする。電動油圧チルト装置を設け、必要により補強し、落下防止の支え棒を設けること。

2　キャビン天井に全高制限を考慮したスピーカー・標識灯一体型赤色警光灯を１個取り付け、モーターサイレンを１個取り付けること。

3　乗降用の手すりをキャビンの両側面に設ける。

4　赤色点滅灯をキャビン前面及び車両後部に取り付け、スイッチは赤色警光灯と連動させること。

5　キャビン内後部座席前方に手すりを設ける。

6　電子サイレンアンプ、無線機、スイッチ類等は、オーバーヘッドコンソールに取り付けること。車両動態装置取り付け位置は、別途協議の位置へ取り付けとする。

7　後部座席左右下部に収納ボックスを設け、両側面の扉を設けること。

8　キャビン内後部座席後方は、空気呼吸器取付装置（クイックホルダー）を３基取り付け、面体掛フックも３箇所取り付けとする。後部背もたれは空気呼吸器が取り出しやすいようカット式とする。

9　助手席付近のコンソールボックス側面には、空気呼吸器が取り付けできるようクイックホルダを１基取り付けとする。

10　キャビン内中央手すり部に吊り下げ式の図書類収納ボックス(Ａ－３サイズ)を１個設ける。なお、手すりにはＳ字フックを４個設けること。

11　キャビン内天井にＬＥＤ（前方垂れ幕付）を設ける。キャビン室内後席天井に室内灯（角型ＬＥＤ灯）を設ける。スイッチは３段切り替え式（ＯＮ・ＯＦＦ・ドア連動）とすること。

12　キャビン内には、携帯拡声器１個の取付装置（収納スペース）を設けること。

13　消防章（台座付）を車両前面中央に取り付けること。

14　車両右側運転席外部付近にずぼら充電器（マグネット式）の差込口を設けること。

第 16　車両の構造

1　艤装は総合的な重量軽減を図り、車両重量のバランスを考慮して製作すること。

2　車両の重要な点検箇所及び主要な部分の点検整備に関して、工具類を使用するためのスペースを確保すると共に、必要箇所には点検口又は点検扉を設けること。

3　車両側板は一般構造用圧延鋼材（ＳＳ）を使用し、周囲を外側に折り曲げ加工し、各ステップはアルミしま板にて端部周辺を折り曲げ加工した構造とする。ポンプ室天井及びボデー床板はアルミ縞板張りとすること。リアフェンダーは防錆材質（ＦＲＰ・ＰＰ・ＳＵＳ）又は一般構造用圧延鋼材（ＳＳ）とし、融雪剤等による錆が発生しないこと。

4　ポンプ室側板は密閉式とし、点検手入れが容易に行える構造とすること。

5　ポンプ室上部はアルミシャッター式収納箱とし、ホース等を収納出来る構造とすること。シャッター間口は、上下可動式パイプローラーでホースの落下を防止すること。また、収納箱床板にポンプ室点検用の扉を設け、その上に樹脂製スノコを敷くこと。

6　後部ボデー天井

⑴　アルミ３連梯子を積載すること。ただし、全高制限に十分配慮すること。

⑵　梯子昇降装置は手動昇降装置とすること。

⑶　梯子昇降装置には、ロック機構等の安全装置を取り付けること。

⑷　梯子昇降装置を引き出した状態でなければキャブチルトスイッチを操作しても作動しないよう安全装置としてキャブチルト用インターロック装置を設けること。

⑸　とび口、金てこ及び剣先スコップを積載すること。取り付け位置については本市担当者と協議すること。

⑹　落下防止用の手すり（ステンレス製２段式）を取り付けること。その際に、標識灯、照明等周囲の装備品及び全高制限に十分配慮すること。

⑺　設置可能な範囲にアルミ製のボックス（蓋付きを設置すること。大きさについては本市担当者と別途協議する。）

7　後部ボデー内は次のとおりとし、電動アシスト式ホースカー（以下「ホースカー」という。）及び器具収納箱を設けること。

⑴　ホースカーは６５ｍｍホース８本以上収納・車輪は折り畳み式・ブレーキ付とする。また、二又分岐管及び異形媒介金具立て、指定管そうを取り付けできること。ホース積載が容易にできるよう、ホース収納枠上面は扉式とする。

⑵　ホースカーは油圧電動昇降装置で積載すること。操作は車体後部に設けた操作スイッチで行い､夜間操作が出来るよう操作部及びホースカー付近にＬＥＤ照明を取り付けること。

⑶　ホースカー奥は資機材積載用スペースとし、仕切り棚を一段設け別表１に定める移動式投光器及び投光器を支持するものを取り付けること。

⑷　ホースカー左スペースは扉付収納庫とし、内部に仕切り等を設け別表１に定める取付品及び取付装置並びに装備品（別途協議）を固定取り付け又はアルミボックス等収納できること。

⑸　ホースカー上部は扉付収納庫とし、扉はダンパー上開き式とし、ロック機能を取り付けること。また、扉を閉める際のベルトを取り付けること。

⑹　後部ボデー天井への昇降用に十分な強度を有す折りたたみ式ステップを適度な間隔で後部ボデー両側面に設置すること。

8　燃料タンクは、シャシ固有の位置に取り付けること。

9　左右後輪フェンダー前から前輪タイヤ後方までサイドステップを設けること。バッテリー部は工具等を使用せず容易に引出しできる構造とする。また､バッテリー部及び燃料タンク部は、キャブ乗降時の蹴り込み防止のため、化粧板（エプロン）を取り付けること。

10　標識灯を１個設ける。作動はスモールランプ連動とする。

11　左右後輪前方にＬＥＤ式路肩灯を設けること。作動はスモールランプ連動とする。

12　車両前後にＬＥＤライトを伸縮回転式にて取り付け、作動は照明近くにタンブラー式スイッチを保護棒付で取り付けること。取付位置及び照度は別途協議とする。

13　車体左右及び後面にＬＥＤ作業灯（周囲灯）を取り付けること。作動はキャビン内にメインスイッチを設け、車体後部にタンブラー式スイッチを保護棒付で設けること。

14　牽引フックを車両前後部に設けること。

15　各扉は２重ロックを取り付けること。

16　各ボックス内には扉と連動したＬＥＤ照明を取り付けること。

17　各操作部（ハンドル、レバー、スイッチ等）には、名称及び操作方法等を明記すること。

18　上記記載の仕様によるもののほか、別表１に定める取付品及び取付装置並びに装備品を備えるものとし、取付位置等は本市担当者と十分協議すること。

第 19　消防用ホース及び結合金具

1　消防用ホースは平成３１年に製造された新規製品とすること。

2　ホース及び結合金具については、消防法（昭和２３年法律第１８６号）第２１条の２に定める型式適合検定に合格したものである旨の表示又は自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合している旨の表示のいずれかが付されているものとすること。また、ホース部につ

いては、消防用ホースの技術上の規格を定める省令（昭和４３年自治省令第２７号）、金具部については、消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成４年自治省令第２号）の定めに適合するものとすること。

３　規格

呼称：５０ｍｍ、使用圧：１.６ＭＰＡ、長さ：２０ｍ、袴色：橙色

呼称：６５ｍｍ、使用圧：１.６ＭＰＡ、長さ：２０ｍ、袴色：橙色

４　メーカー

消防用ホースは納入後１年以内に、不慮の事故等によりホースを損傷して使用不可能になった場合、速やかにホースの交換を行えるよう、１年間の補償保険契約がなされているとともに、その保険番号が明記されていること。

第 20　ＡＶＭ・無線機及び災害現場画像伝送装置移設

１　車外無線送受話器ボックスをキャビン左右側面後部に各１個設け、送受話器及び音量調整スイッチを設けること。また、電話装置まで配線するとともにキャビン内に電話装置用スピーカー（車内外）切り替えスイッチを設けること。

２　無線アンテナは、キャビン上部又は周囲に固定し、同軸ケーブルをキャビン内まで配線すること。

３　車外無線受話器ボックス付近に、作業時においても十分聞き取れる外部スピーカー（車体内埋め込み式）を左右（各１式ずつ）に取り付けること。

４　忠海２のＡＶＭ（車両動態管理装置（富士通ゼネラル製））及び消防無線機を取り外して、当該車両に移設すること。なお、電源はメインスイッチで起動すること。

５　竹原４のＡＶＭ（車両動態管理装置（富士通ゼネラル製））及び消防無線機を取り外して、当該旧忠海２（登録番号福山８００さ７０７７）に移設すること。なお、電源はメインスイッチで起動すること。

６　忠海２から災害現場画像伝送装置一式（画像伝送装置（ＰＷ２１００）及び車載カメラ（Ｃａｎｏｎ　ＶＣ－Ｃ５０ｉ））を取り外して、当該車両に移設すること。

７　移設の日程に関しては、本市担当者と協議の上決定することとする。

※下表参考のこと（車両名及び登録番号は現時点のもの）

ＡＶＭ・無線機移設元			ＡＶＭ・無線機移設先	
車両名	登録番号		車両名	登録番号
忠海２	福山 800 さ 7077	→	新車（当該車両）	―
竹原４	福山 800 さ 1233	→	忠海２	福山 800 さ 7077
災害現場画像伝送装置移設元			災害現場画像伝送装置移設先	
車両名	登録番号		車両名	登録番号
忠海２	福山 800 さ 7077	→	新車（当該車両）	―

第 21　塗装及び記入文字

１　塗装

⑴　車両は朱色（消防指定色）とし、塗料はＶＯＣ（揮発性有機溶剤）削減、環境負荷物質（鉛など）を一切含んでいない等の環境を考慮したハイソリッドウレタン塗料を使用すること。

⑵　機材収納部内面は、アンダーコーティングの上、シルバー塗装を施すこと。

⑶　車体下回りは、黒色塗装とする。

⑷　車両側面及び後面に５０ｍｍ程度の赤色の再帰性に富んだ反射材（型番ＰＸ９４７２同等品可）を備えること。

細部については、本市担当者と協議の上決定することとする。

２　記入文字

記入文字は丸ゴシック体とし、次のとおりとする。

⑴　キャブ左右ドア部

「東広島市消防局」　２箇所記入すること。

書き方　左書き

文字色　白文字

大きさ（１文字）　縦１００ｍｍ×横１００ｍｍ

⑵　キャブ左右フロントドア下部

車両記号「東広消１９」　２箇所記入すること。

書き方　左書き

文字色　白文字

大きさ（１文字）　縦７０ｍｍ×横６０ｍｍ

⑶　標識灯

「東広消１９」１箇所記入のこと。

書き方　左書き

文字色　黒文字

大きさ　現物合せ

⑷　車体両側（シャッター）部

赤色地に反射白色の稲妻等、当市が指示したデザイン及び文字を記入すること。（詳細は、別途協議とする。）

⑸　車体上部

対空文字「東広Ｐ１９」と記入する。

書き方　左書き

文字色　白文字

大きさ　縦６００ｍｍ×横１２００ｍｍの範囲に５文字

⑹　ステッカー

車両側面フロントドア外側に別紙１に定めるエンブレムのステッカーを貼付すること。

⑺　器材収納箱及び引出ボックス面に積載品プレート等で内訳を記入及び明示すること。

上記記入文字の記入位置等について及び細部事項は、別途協議とする。

第 22　検査

1　受注者は、製作工程表に基づき、文書及び写真等で本市担当者に報告を行い、次の確認・検査を受けることとする。ただし、本市担当者において現地検査が必要と判断した場合は、現地において検査を受けることとする。

なお、公的機関の認定品又は試験成績書があるものについては、これを省略する場合がある。

⑴　艤装中間検査（本市が適当と判断する時期に受注者製作工場にて実施）

ア　艤装工程表に基づく進行状況

イ　仕様書承認図及び協議決定事項に基づく事項

ウ　組立て・板金・溶接等の仕上げ状況

エ　その他本市が必要と認める事項

なお、中間検査における指摘事項及び未施工部分については、随時、本市担当者に文書及び写真等で報告すること。

⑵　完成検査

ア　完成車重量測定検査（検査書の提出で可とする。）

イ　完成車転覆角度検査（検査書の提出で可とする。）

ウ　完成車走行検査（悪路又は１００ｋｍ走行）

エ　車体の構造及び艤装状況の検査

オ　積載品・装備品の装着・架装状況及び品数の確認

カ　その他本市が必要と認める検査

2　検査の日程等については、協議の上決定するものとする。

3　受注者は、本車両の製作に際し、製作工程表に基づき、各工程(組立中、塗装後)の写真を提出するものとする。

4　「消防車両の安全基準について」において示されている「第３者機関による認証」は、日本消防検定協会による安全基準への適合の検証を行うこと。

第23　登録及び廃車手続き

1　車両登録は、発注者が行う完成検査前までに、受注者が行うものとし、登録に関する一切の経費は受注者が負担する。ただし、車両登録に関する登録手数料（印紙代)、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険の費用及び自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金は、受注者が立て替え払いし、完成検査終了後に別途発注者がこれを受注者に支払うものとする。

2　受注者は、納入前に広島県公安委員会へ緊急自動車両届出確認証を提出し承認を受けること。

3　下表の不用車両１台を廃棄処分すること。ただし、本市の事情により、新車両納入の日に不用車両の引き渡しが不能となった場合及び譲与する場合は、この限りでない。

⑴　不用車両の廃棄手続は、受注者が行うものとし、廃車に関する一切の経費は受注者が負担する。

⑵　永久抹消登録完了後は、速やかに当該抹消登録証明証の原本を本市担当者へ提出すること。

⑶　不用車両の車体に表示してある名称等を消去し、引渡し後において発注者に一切迷惑をおよぼすことのないように処理すること。名称等の消去後は、当該箇所を写真撮影のうえ、本市担当者へ提出すること。

⑷　不用車両の引き渡しは、原則として新車両納入日とするが、詳細は、本市担当者と協議すること。

⑸　旧車両の自動車検査証の有効期限は、次のとおり。

車名	登録番号	初年度登録	有効期限	車台番号	型式
三菱	福山 800 さ　1233	平成１２年１月	平成３２年１月２６日	ＦＥ５３ＥＢ４５００８５	ＫＫ－ＦＥ５３ＥＢ改

第 24　その他

1　納入時までに同等以上の性能を有する資機材等が新開発・販売された資機材等を備える場合は、本市担当者と協議し、承認を得ること。

2　「消防車両の安全基準について」に基づき、受注者は納入時に納車講習、納入後には安全操作技能講習及び点検整備講習を実施することとする。納入後別途協議の上日程を決定するものとする。

3　納入場所までの運搬費は、受注者が負担するものとする。

4　艤装、取付品、積載品、付属品等の取付位置等については、別表１のとおりとし、取り付けは堅牢で機能確実かつ操作しやすいものとすること。

5　走行中の振動その他により移動又は破損等を生じないよう安全に固定させ、かつ、容易に積み下ろしが出来るように積載し、細部については本市担当者の指示を受けること。

6　艤装、取付品等において同等以上の性能を有するもので納入する場合は、本市担当者と協議して承認を得ること。

第 25　問い合わせ先

東広島市消防局警防課（発注担当課）

電話　　０８２－４２２－５６４８

ＦＡＸ　０８２－４２２－７２４８

E-mail　hgh225648@city.higashihiroshima.lg.jp

別表１

１　取付品及び装備品

※　下表の規格を満たすものであればメーカー・品番を問わない。（ウイレン製除く。）また規格を満たしているかどうかの事前確認及び同等品規格確認は受け付けない。

※　ただし、メーカー・品番を明記している品の内、同等品可の記載がない品については同一品のみ納入可とする。

番号	品　名	適　用	数量	備考
1	ポンプ圧力計	径１００ｍｍ丸型 透過光式　電子式	２個	
2	ポンプ連成計	径１００ｍｍ丸型 透過光式　電子式	２個	
3	エンジン回転計	シャシ固有のもの	１個	
4	エンジン油温計	シャシ固有のもの	１個	
5	ポンプ操作盤液晶ディスプレイ	７．０型高コントラスト比低反射型ワイド液晶画面	２個	左右ポンプ室側面
6	赤色警光灯	ウィレン　ＬＣ－１０ （同等品不可）	１個	車両上部
7	赤色点滅灯	ウィレン　Ｍ４ＦＣＲ２４ （同等品不可）	２個	車両前面用
8	赤色点滅灯	ウィレン　Ｍ７ＦＣＲ２４（側面） （同等品不可） Ｍ６ＦＣＲ２４（後面） （同等品不可）	各２個	車両前面及び側面
9	拡声器付電子サイレン	大阪サイレンＴＳＫ５１０２Ｖ	１式	
１０	１０連スイッチ	大阪サイレン　ＳＢＷ－Ｄ１	１式	取り付け位置別途協議
１１	照明灯	ＬＥＤ式	２式	
１２	標識灯	大阪サイレンＳＬ－Ｙ（２４Ｖ）	１式	
１３	室内灯	ＬＥＤ式	１式	
１４	後退警報器	シャシ固有のもの	１式	
１５	オイルパンヒーター	コード　１０ｍ付	１式	
１６	電動サイレン	５型	１式	
１７	真空計	連成計（リタード式）兼用	１式	
１８	ポンプ回転計	左右各１	２式	
１９	流量計	左右各１	２式	
２０	流量積算計	左右各１	２式	
２１	キャブチルト装置	電動式	１式	

２２	オイルパンヒーター	キャブタイヤコード １０m付	１式	
２３	オイルパンヒーター	シャシ固有	１式	
２４	不凍液注入装置	標準装備品	１式	
２５	スタッドレスタイヤ	ホイール付	６本	
２６	作業灯（周囲灯）	ウィレン　ＰＥＬＣＣ２４（同等品不可）	３式	
２７	吸管	ライフレックス　７５mm×１０m　ＡＣ金具	２本	
２８	吸口ストレーナ	７５mm用プラスチック製	２個	
２９	吸管ストレーナ	７５mm用プラスチック製	２個	
３０	中継口ストレーナー	プラスチック製	２個	
３１	吸管ちりよけかご	プラスチック製　アタッチメント付	２個	
３２	吸管まくら木	ゴム製	２個	
３３	吸管ロープ	１０mm×１５m（クレモナ製）	２本	
３４	消火栓金具	ＹＯＮＥ ７５mmメスネジ×６５mm差込メス	２個	
３５	丸型消火栓開閉金具	日之出バール　５３型　同等品以上　地下式	１式	
３６	吸管スパナ	標準品	２本	
３７	管そう	クアドラフォグノズル５０mm	２本	
３８	ノズル	２０mm×１	３個	
３９	放口媒介金具	６５・５０mm×６５メスネジ（ＡＮ－６５ＭＣ）	４個	
４０	とび口	１．８m	２本	
４１	金てこ	全長約１，０００mm	１本	
４２	スコップ	剣先スコップ	１丁	
４３	電動アシストホースカー	東京サイレン社製、ＴＳ－Ｒ１１９（同等品可）	１式	
４４	３連はしご	ＫＨＦＬ‐ＳＩＷ８７（アルミ）	１脚	
４５	車輪止	ゴム製	２個	
４６	消火器	粉末ＡＢＣ自動車用消火器（２０型）	１本	
４７	ポンプ工具	グランドスパナ等	１式	
４８	二又分岐管	ＹＯＮＥ　ＷＢ－６５ＭＣ ６５mmオス×５０mmメス付	２個	取り付け位置別途協議

４９	ホースブリッジ	５０ｍｍ、６５ｍｍ対応	２個	
５０	可般式ＬＥＤ投光器	Ｎｏｍａｄ３６０（同等品可）	１式	
５１	掛矢	全長約１，５００ｍｍ　木製	１式	
５２	スタンドパイプ（単口引上げ式）	ＹＯＮＥ　ロングサイズ	１本	
５３	真空・揚水表示ディスプレー	標準装備品	２式	
５４	ポンプ使用時間計	標準装備品	２式	
５５	キャブ内地図用ボックス	Ａ３タイプ	１式	
５６	スポットライト(自在式サージカル)	ＬＥＤ式	２式	
５７	隊員席握り棒	ステンレス製	１式	
５８	空気呼吸器取付装置	クイックホルダー	３式	後部座席
５９	空気呼吸器取付装置	ホルダー式		コンソールボックス側面
６０	隊員席下部収納ボックス	側面扉付	２式	
６１	乗降用手すり棒	ステンレス製	４式	
６２	手すり棒	ステンレス製	１式	
６３	金ハンマー	全長約９００ｍｍ	１式	
６４	無線機用スピーカー（車内、車外）	標準装備品	２式	
６５	消防章（台座付）	１５０ｍｍ	１式	
６６	文字記入	仕様のとおり	１式	
６７	ボックス内照明	ＬＥＤ式	３式	
６８	ポンプ操作部灯	ＬＥＤ式　ＭＹＳＰ－Ｌ１８－Ｗ	２式	
６９	吸口エルボ	ＹＯＮＥ　スイベルエルボ	２式	
７０	牽引フック	フロント、リア	２式	
７１	ＡＶＭ・無線機	別途協議	１式	
７２	ＧＰＳナビゲーションシステム	本市が支給	１式	
７３	ドライブレコーダー	ユピテルＢＵ－ＤＲＨＤ３３０ 同等品可	１式	
７４	救命胴衣	ＴＫ－２４ＡＲＳ　背抜きタイプ オレンジ　ネーム入り （同等品可）	５個	
７５	空気呼吸器	エア・ウォーター防災㈱社製 プレッシャデマンド型（手動陽圧	４基	

		切替型）ライフゼム　Ａ１－１２ 面体はＣＳ面体（Ｍサイズ）		
７６	空気ボンベ	エア・ウォーター防災製 高圧空気容器　７３０ＣⅢＡ	１２本	
７７	ホースバッグ	５０ｍｍホース３本収納可能	５個	
７８	携帯無線器用ハーネス	無線機２台携行可能 長さ調節可能なベルト アラミド繊維	２着	
７９	停止標示板	ＪＩＳ規格	１個	
８０	ずぼら充電器	マグネット差込口	１個	
８１	Ｌ型フック	ステンレス製	３式	
８２	背負い式消火器具	テイセンジェンフォ　リニアポンプ式	３式	
８３	Ｓ字フック	ステンレス製	５個	
８４	ワイヤー	牽引用　１２ｍｍ×５ｍ １２ｍｍ×３ｍ	各１本	
８５	異形媒介金具	６５ｍｍメス×５０ｍｍオス、 ５０ｍｍメス×６５ｍｍオス	各２個	
		差込オン×差込オン(両方マルチタイプ６５、５０） ５０ｍｍメン×５０ｍｍメン	各１個	
８６	タイヤチェーン	シングル	１式	
８７	消防用ホース	５０ｍｍ　１．６ＭＰａ ６５ｍｍ　１．６ＭＰａ	各１０本	
８８	中継用媒介金具	ＹＯＮＥ　６５ｍｍメスネジ×６５ｍｍ差込メス	２個	
８９	拡声器	かるーいホン　ＴＤ－５０３Ｒ メガホンホルダー付	１個	
９０	万能斧	レスキュー・アックス ＳＤ－０１型	１個	
９１	インパクトドライバー	パナソニック　ＥＺ７５Ａ７Ｘ－Ｒ（バッテリー２本、充電器、ケース含む）	１式	
９２	インパクトドライバーピットセット	ドライバー、六角	１式	
９３	三角コーン	伸縮式	２個	
９４	ホースバンド	マジックテープ式	４個	

※取り付け位置は別途協議

※赤色警光灯及び赤色点滅灯は永年保障とすること。

別紙１

東広島市消防局エンブレムステッカー仕様書

この仕様書は、東広島市消防局（以下「本市」という。）が発注するエンブレムステッカーについて定める。

第１　総則

１　入札者は、入札前に本仕様書を熟知し、入札すること。

２　本仕様書の疑義については、本市担当者の指示によること。細部については、本市担当者が別に指示することがあるが、本仕様書に記載されていない部分についても必要があると認められる部分については、本市担当者の承諾を得ること。

３　量産にかかる前に製作見本を本市に提出し、承認を受けること。その際製本見本を数点指示する場合がある。

４　製品完成の際は、本市の指示によって検査を受け、手直しの必要がある場合は指定の日時までにこれを完了すること。

第２　種類

ステッカーの寸法は次のとおりとする。

種　別	サイズ	車　両
ステッカー（中）	タテ 20.0 ㎝ ヨコ 18.0 ㎝	中型車以下

第３　デザイン（不明な点があれば、本市担当者と協議すること。）

東広島市消防吏員の服制に関する規則(平成 17 年東広島市規則第 48 号)別表に定めるエンブレム(以下「エンブレム」という。)とする。

ステッカー内の東広島市の市章は、東広島市の市章、市旗（昭和４９年告示第３５号）に基づき、作成すること。

【見本】